

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	研伸学園
②設置大学名称	一宮研伸大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	jimukyoku@ikc.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年8月28日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.ikc.ac.jp/about/information/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神・理念、建学の精神に基づく人材像については、大学ホームページ、大学案内等で広く社会に公表している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示し周知している。 科目ナンバリングの整備、履修系統図の作成、シラバスの記載内容の見直し等により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるように努めている。 自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学の意思決定機関として、学長を議長とした大学運営会議を置くことを規定し、大学の運営に係る重要な事項を審議することとしている。 教学組織の運営において必要な事項は、学則で教授会を置くことを規定するとともに、教授会規程に基づき、教育組織がその特性に応じて適切に運営の方針を定めている。 また、学長の職務を適切に補佐するため、副学長、学部長、研究科長の職務を規定している。これらの規程により、教学組織の権限と役割の明確化を図っている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	各種委員会等の委員として職員が参画し、教職協働で教学運営を行っている。 カリキュラム改編では、検討委員会に事務職員が関与するなど、教職協働体制を確保するため様々な取り組みを進めている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント）、SD（スタッフ・ディベロップメント）については、FD・SDに関する基本方針を定め、FD・SD委員会において年次計画を策定し実施するなど、教職員の資質向上に努めている。 個別のFD・SD活動の一環として、学外の研修会へ参加を促すなど、積極的な資質向上に努めている。

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	事務局総務課が、教育組織の長や事務組織の管理職の見解を収集した上で、大学および学園の中期的な内外環境を踏まえて、具体的な中期計画を策定し、理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画に基づいた単年度計画について、毎年度末に進捗状況や到達状況を把握し、結果を理事会に報告した上で、大学ホームページに掲載している。

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、科目履修の制度を設けている。</p> <p>看護地域創成研修センターにおいて、公開講座を開設するなど、地域創成に向けた看護学の教育・研究・地域連携に取り組んでいる。</p> <p>社会人の受け入れについては、大学院だけでなく、学士課程においても、社会人入学者選抜を設け、意欲のある社会人が大学で学ぶ機会を設けている。</p>
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>地域社会が求める質の高い看護を恒常的に地域住民に提供していくための諸活動を行うことを目的として、看護地域創成研修センターを設置し、看護管理セミナーや講演会を開催している。</p> <p>一宮市のSDGsパートナーに登録されており、こども食堂や地域の健康活動など、ボランティア活動に参画している。</p> <p>これらの諸活動を通して、大学に求められる地域住民の健康、安全に対する教育支援の役割を果たしている。</p>

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>人間の多様性を尊重し、多様な人々が能力を発揮しながら地域に貢献することができる大学でありたいとの考えから、一宮研伸大学ダイバーシティ宣言を策定している。</p> <p>教育、研究、就業及び修学に関する権利その他の人権を擁護することを目的として、ハラスメント等人権擁護に関する規程を策定し、学内のハラスメントに起</p>

	<p>因する問題を調査・審議するため、ハラスメント等人権擁護に関する委員会を設置するとともに、ハラスメント防止に関する講義や研修会を定期的を開催し啓蒙に努めている。</p> <p>障がいのある学生が修学上の不利益を被ることのないよう、障がい学生支援に関する基本方針、障がい学生支援に関する規程を制定し、合理的な配慮の提供や、入学試験時の配慮申請への対応を行っている。</p>
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用について、理事1名（総数6名）、評議員3名（総数10名）の女性を登用している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を寄附行為に規定し、理事選任のための理事選任機関（評議員会）を寄附行為に基づき設置し、これに従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>理事会は、定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。</p> <p>理事会議事録については、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。</p> <p>理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを寄附行為、理事会運営規則及び評議員会運営規則に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき協議を行うこととなっている。</p>
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<p>必要に応じて、理事会開催に係る打ち合わせを理事と行い、情報提供等を行っている。</p> <p>また、求めに応じ、役員が過去の議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。</p> <p>学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、学外の理事・監事研修会への参加を促している。</p>

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事の選任基準となる資格、職務等を寄附行為に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p> <p>会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p>
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>監事による監査を実施するための必要事項を監事監査等職務規程及び内部監査規程に定め、監事は、会計監査人及び内部監査を行う監査室と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。</p>
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、学外の理事・監事研修会への参加を促している。</p> <p>また、役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。</p>

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>評議員の定数と属性・構成割合、資格を寄附行為」及に定め明確にしている。</p> <p>評議員選任のための評議員選考機関（評議員会）を寄附行為に基づき設置し、寄附行為に従い、適切に評議員選任を行っている。</p>
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を寄附行為及び評議員会運営規則に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを寄附行為、理事会運営規則及び評議員会運営規則に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき協議を行うこととなっている。</p>
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。</p>

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	<p>学生、教職員等の安全確保を図るとともに、本学園の社会的な責任を果たすことを目的として、危機管理規程を策定し、災害時の対応と体制に関する基本的な行動指針として、一宮研伸大学防災・災害対策マニュアルを作成している。</p> <p>大地震などの災害によって被害を受け、事業活動の継続が困難な状況に陥った時の対応について、その基本方針と初動対応から事業復旧までの手順を示した一宮研伸大学 BCP（大規模地震編）」を策定している。</p>
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	<p>理事及び職員の職務の執行が法令、寄附行為に適合することを確保するために、コンプライアンス推進規程を定め、また、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。</p>

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	<p>情報公開に関する規程に基づき、組織、財務、規程その他の取り組み等学園の経営に関する情報を公開している。</p>
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>寄附行為、計算書類等財産状況及び教育研究活動等状況については、本学ホームページで遅滞なく公表しており、法人運営、教育研究活動の公共性・適正性を確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たしている。</p>

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	